

学校園における個人情報の適正管理・保管について

○コンプライアンスの徹底を…

今日の情報通信技術の飛躍的な発展は、社会生活に豊かさや便利さをもたらしている反面、個人情報の収集や利用が本人の予期しない方法で行われたり、個人情報の漏えい事件が頻発したりしていることなどに伴い、保護者や市民の個人情報の取扱いに対する不安感やプライバシーの保護に関する意識が高まっています。

学校園においては、教育活動に必要な子どもたちの多様な個人情報を、日常的に取り扱っています。学校園外に子どもの個人情報を持ち出すことは原則禁止ですが、担任等が緊急連絡用に作成した連絡網を文書で持ち出す場合は、紛失や盗難がないように個人情報の取扱いには十分な注意をしたうえで、必要最小限の情報とする必要があります。

今年度すでに本市立学校において、個人情報を含む書類やパソコン等の盗難や紛失の事案が3件発生し、子ども・保護者や市民の信頼を著しく損ねる状況となっております。「学校園における個人情報の適正な管理・保管について」(平成19年6月29日付学教第1520号)を通知していますが、日頃から個人情報の適正管理・保管の徹底に努めてください。

以下、上記の調査結果の一部を掲載しますので、各学校園の取組の参考としてください。

学校現場での取組として…

- ① 「個人情報取扱責任者」の校務分掌への位置付け
- ② 個人情報の保管
(記録媒体における保管もしくは教育情報ネットワークサーバーにおける保管)
- ③ 個人情報を取扱うコンピュータの特定
- ④ 個人情報を取扱うコンピュータの設置
- ⑤ 個人情報取扱規程または管理マニュアルの周知
- ⑥ 必要性がなくなった個人情報の廃棄

個人情報の紛失・漏えいを防ぐため学校園で工夫していることは…

- ① 個人情報(電子データ)を学校園外に持ち出さないように指導を徹底している。
- ② 個人情報のデータファイルにパスワードをかける。
- ③ データを暗号化するソフトを使用する。
- ④ 不要な個人情報はすぐに廃棄している。
- ⑤ USBにセキュリティロックをかける。
- ⑥ ファイル交換ソフト(Winny 等)をインストールしない。
- ⑦ 子どもの名前を入れず番号で処理をしている。
- ⑧ ノートパソコンはセキュリティーワイヤーで固定している。
- ⑨ 児童生徒の住所録等は、学年や学級ごとではなく、学校として一元管理し、ファイルのコピーを取らないように指導している。

学校園における個人情報の取扱いについて

○自己情報コントロール権の保障について

「従来の『自己の私生活をみだりに他人に知られない権利』という消極的・受動的なものに留まらず、その侵害を未然に防止する観点から、『自己の個人情報の流れを自ら管理する権利（自己情報のコントロール権）』として、積極的・能動的に把握されるようになり、個人情報保護のあり方も、収集する情報の制限といった伝統的な措置に加え、自己情報コントロール権の保障という現代的な保護措置も新たに求められています。」（「堺市個人情報保護条例の解釈・運用の手引き」より）

子どもの個人情報を収集・利用・提供する場合には、原則として本人または保護者の同意が必要となります。また、個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求があった場合、特別な場合を除き、開示等をしななければいけません。

○学校園において個人情報を利用するときの本人・保護者に対する通知・同意について

【例：保護者への事前説明】

子どもの個人情報を収集する際に「使用を許可されない場合は申し出てください。申し出がない場合は、許可しているとみなします。」ということ事前に保護者に通知して、子どもの個人情報の使用拒否の有無を求める方法があります。個別に保護者同意をとるのは作業が大変煩雑になるので、保護者向け文書で一括して保護者の同意を求める方法が簡易です。ただし、保護者が見落とす場合もあるので、利用する場合は十分な注意が必要です。

※ホームページに個人情報を掲載する場合は、「堺市立学校ホームページ作成運用ガイドライン」に示されているように、書面による確認をとることが必要です。

（A小学校の保護者あて文書の例）

個人名・顔写真や作品などは「個人情報」ですから、「堺市個人情報保護条例」に則って取扱う必要があります。子どもたちのすばらしい作品や活動の様子などを学校通信等でお知らせしようと考えています。そこで、あらかじめ、使用する個人情報の内容や使用方法、使用範囲等を保護者にお知らせします。不都合がある場合は申し出ていただいたら、使用しないこととします。また当初同意しても不都合が生じた場合、取り消しを求めることができますので、ご了解願います。

○参考

文部科学省：情報の漏えい等の防止についての関連情報

http://www.mext.go.jp/b_menu/koukai/kojin/info.htm

見える学校園 見せる学校園

PTA・地域・学校が一体となって「トイレの美化」に取り組みました。 宮園小学校



7月23日（月）、24日（火）、25日（水）の3日間、保護者・自治会・自治会婦人部・安全管理員の方・学校教職員、のべ80人がトイレ・手洗い場の塗装を行いました。当初は、手の届く範囲内の簡単な塗装作業を考えていましたが、次第に熱が入り、天井の高さまで塗装したり、古くなった塗装を全部はがしたり、入口や階段等予定していなかった所まで塗装したりと、とても行き届いた作業になりました。また、換気扇や窓ガラスの掃除も行いました。2学期から子どもたちは明るく清潔になったトイレを利用することができます。

保護者・地域の方とともに汗を流すことでコミュニケーションも深まり、有意義な3日間でした。そして、保護者・地域の方が、本校を「みんなの学校・おらが学校」と思っていただけることが最大の成果でした。